

第6期川崎市・各区地域福祉計画の策定について

資料 5

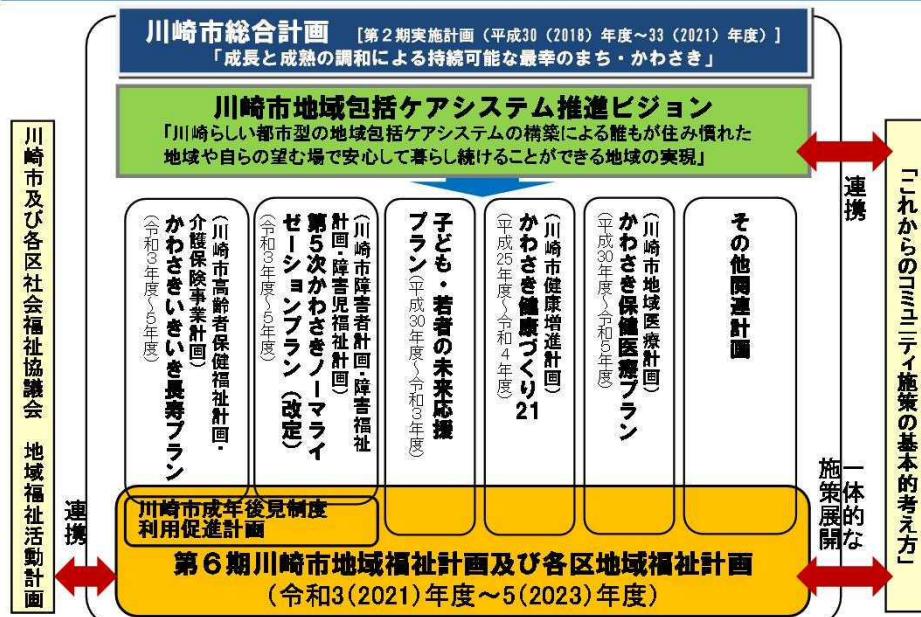
1. 地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村計画で、策定について努力義務がある。
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられている。
- ・現行の第5期計画においては、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、地域福祉の向上を図るための計画と位置付けている。

2. 第6期地域福祉計画の策定に向けた考え方

- (1) 第6期計画策定に向けては、第5期計画の考え方を踏まえ、地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高めていくことを目指す。
- (2) 第6期計画については、計画期間を令和3から5年度までの3年間とする。ただし、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」では、目標年次を団塊の世代が後期高齢者となる「2025年」としているが、令和元年度に「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」にて報告書をまとめ、都市部の特性等を踏まえ「2025年までに一定のシステム構築を図るとともに、その後も加速度的な取組が求められ、中長期的に捉えていくことが必要」と示されていることから、計画策定の中で考え方を整理する。
- (3) 「成年後見制度利用促進計画」については、第6期地域福祉計画の一部として位置付け、一体的に策定する。

システム構築に向けた関連計画の位置づけ



3. 地区カルテを活用した地域マネジメントの推進

- (1) コミュニティ施策と連携を図りながら、小地域での自治を推進し、互助を支える仕組みづくりを図るために、地区カルテを活用した地域マネジメントを進めることとする。
- (2) 取組の推進に向けては、これまでの「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」における地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、地域の状況を把握するための基本的な単位を「(仮称)地域包括ケア圏域」として、地区社会福祉協議会をベースとした市内44地区とする(麻生区は民児協区)。
- (3) なお、「(仮称)地域包括ケア圏域」については、地域福祉計画を検討する社会福祉審議会地域福祉専門分科会での審議を経て、確定していく。この圏域については、介護保険制度上の「日常生活圏域」とする方向で検討しており、並行して、介護保険運営協議会においても審議を進める。
- (4) 区地域福祉計画には、「(仮称)地域包括ケア圏域」ごとの地区概況を記載する。
- (5) さらに、取組の推進に向けた業務のイメージについて、令和元年度に策定した「地域包括ケア推進のための地域マネジメントの考え方と取組の実践例」を踏まえ、令和2年度以降に、具体的な取組を推進していく。

4. 「第6期市・区地域福祉計画策定・推進指針(R2.5月)」について

- ・「策定・推進指針」は、主に区計画の策定の事務局となる地域みまもり支援センターの職員が、基本となる事項について、全区が共通認識を持ち計画を策定できるようにまとめたものである。
- ・上記「3. 地区カルテを活用した地域マネジメントの推進」の内容については、指針に盛り込み、これまでの策定指針から、策定・推進指針として策定する。
- ・「策定・推進指針」をもとに、市計画と整合を図りながら、各区において、区計画の策定を進めることとする。

5. 第6期地域福祉計画策定スケジュール

(令和元年度)

- ・「地域福祉実態調査報告書」のとりまとめ
- ・「地域包括ケアシステムのあり方検討会議報告書」のとりまとめ

(令和2年度；市計画部分)

- | | |
|--------|------------------------------|
| 4月23日 | 社会福祉審議会総会、第1回地域福祉専門分科会(委員選任) |
| 6月 2日 | 第2回地域福祉専門分科会(課題整理、基本目標等の検討) |
| 7月頃 | 第3回地域福祉専門分科会(取組課題の検討等) |
| 10月中下旬 | 第4回地域福祉専門分科会(計画書案の検討等) |
| 11月頃 | 政策調整会議への付議、健康福祉委員会への報告 |
| 12月頃 | パブリックコメント |
| 1月中旬 | 区民説明会の実施 |
| 3月頃 | 第5回地域福祉専門分科会(計画書の検討等)、計画書策定 |

第6期川崎市地域福祉計画の計画体系について(案)

【現行計画(第5期)の体系】

●基本理念

市民一人一人が共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

●基本目標・基本方針

(1)住民が主役の地域づくり

- ①誰もが参加できる健康・いきがいづくり
- ②地域福祉活動への参画の促進
- ③ボランティア・NPO活動等の支援
- ④活動・交流の場づくり

(2)住民本位の福祉サービスの提供

- ①福祉に関する情報提供の充実
- ②包括的な相談支援ネットワークの充実
- ③保健・福祉人材の育成
- ④権利擁護の取組

(3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- ①災害時の避難支援体制づくりの推進
- ②一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
- ③虐待への適切な対応の推進
- ④生活に困難をかかえる人の自立支援
- ⑤ひきこもり対策等の推進

(4)連携のとれた施策・活動の推進

- ①保健・医療・福祉の連携
- ②市民・事業者・行政の連携・協働
- ③社会福祉協議会との連携・協働

第6期計画(案)

●基本理念

第5期計画と同じ

●基本目標・基本方針 ※基本目標は前期計画同様。

(1)住民が主役の地域づくり

「福祉」という用語に限定せず、「地域包括ケア」として情報提供を推進するため。

(2)住民本位の福祉サービスの提供

- ①地域包括ケアに関する情報提供の充実
(中略)
- ③保健・福祉人材の育成

看護人材の育成・確保についても記載する想定。

(3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

災害対応を強化する想定。

- ①災害時の避難支援体制づくりの推進
(中略)

④自立支援に向けた取組の推進

「生活困窮」という限

定をタイトル上削除。

(4)連携のとれた施策・活動の推進

- ①保健・医療・福祉の連携
- ②福祉・介護等サービスの基盤整備
- ③市民・事業者・行政の連携・協働
- ④社会福祉協議会との連携・協働
- ⑤総合的な施策展開に向けた連携体制

基盤の整備に関する取組の追記。

全庁的な体制整備として追記。

※基本方針は、前期計画を引き継ぎ変更点のみ記載。

国の地域福祉計画策定ガイドラインとの比較

【国ガイドライン】

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(ア～タ) ※抜粋

- イ. 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- カ. 居住に課題を抱えるものへの横断的な支援の在り方
- ケ. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ. 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題に着目した支援の在り方
- サ. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- タ. 全庁的な体制整備

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ①地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ②住民等による問題关心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ③地域福祉を推進する人材の養成

(5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

川崎市第6期計画(案)

●基本目標・基本方針

(1) 住民が主役の地域づくり

- ①誰もが参加できる健康・いきがいづくり
- ②地域福祉活動への参画の促進
- ③ボランティア・NPO活動等の支援
- ④活動・交流の場づくり

(2) 住民本位の福祉サービスの提供

- ①地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ②包括的な相談支援ネットワークの充実
- ③保健・福祉人材の育成
- ④権利擁護の取組

(1) カと関連

(1) ケと関連

(3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- ①災害時の避難支援体制づくりの推進
(中略)
- ④自立支援に向けた取組の推進
- ⑤ひきこもり対策等の推進

(1) コと関連

(1) サと関連

(4) 連携のとれた施策・活動の推進

- ①保健・医療・福祉の連携
- ②福祉・介護等サービスの基盤整備
- ③市民・事業者・行政の連携・協働
- ④社会福祉協議会との連携・協働
- ⑤総合的な施策展開に向けた連携体制

(1) イと関連

(1) タと関連

※基本目標(1)が、国(4)と対応。基本目標(2)が、国(2)(3)と対応。基本目標(3)(4)が、国(1)と対応。